

短期大学部（船橋校舎）試験等における不正行為の処置内規（抜粋）

平成22年 6 月 15 日	制定
平成22年 4 月 1 日	施行
平成26年 3 月 18 日	改正
平成26年 4 月 1 日	施行
平成27年 7 月 21 日	改正
平成27年 4 月 1 日	施行
平成28年 1 月 26 日	改正
平成27年 12 月 15 日	施行
平成30年 6 月 19 日	改正
平成30年 3 月 1 日	施行

（目 的）

第1条 学生の懲戒手続に関する規程（以下「学生の懲戒規程」という）第17条に基づき、短期大学部（船橋校舎）が実施する試験等において発生した学生の不正行為を適切かつ速やかに処置するため本内規を定める。

（試験等の定義）

第2条 前条にいう試験等とは、次の各号に掲げるものをいう。

- ① 定期試験（前期試験、中間試験及び後期試験）
- ② 平常試験、追試験及び再試験
- ③ 成績評価に係る論文、レポート、図面及び作品等（以下「論文等」という）

2 前項第2号に係る不正行為は、定期試験に準じて取り扱うものとする。

第3条 （略）

（受験の停止等）

第4条 不正行為対処委員は、不正行為があったことが報告されたとき、不正行為者の当該科目の受験を停止させ、必要な対処を行う。

2 前項において、必要に応じて、不正行為時以後の受験を停止させることができる。

3 不正行為対処委員は、不正行為を対処するに当たり、不正行為者に弁明の機会を与えなければならない。

第5条 （略）

（成績評価に係る論文等における不正行為）

第6条 第2条第1項第3号に定める論文、レポート、図面及び作品等において不正行為があったと認められるときは、当該授業科目等の担当教員が、学生が在籍する学科の学科長に報告する。

2 前項の報告を受けた学科長は、学務委員会委員長と共に不正行為の内容の確認を

行う。

3 (略)

4 学生生活委員会委員長は、不正行為を対処するに当たり、不正行為者に弁明の機会を与えなければならない。

(懲戒等の処置)

第7条 学生生活委員会委員長は、不正行為の悪質性に照らし、別表に基づいた、日本大学短期大学部学則第50条に定める懲戒及び必要な教育指導上の措置（以下「懲戒等の処置」という）の案を作成する。

2 不正行為者に対する懲戒については、学生の懲戒規程に基づき行う。

(指針等)

第8条 本内規の趣旨を踏まえ、学生への周知徹底を図るため、別に指針等を定めるものとする。

(所 管)

第9条 本内規に関する事務は、(船橋校舎)学生課が行う。ただし、不正行為の認定に関する事務は(船橋校舎)教務課が行う。

附 則

この内規は、平成30年3月1日から施行する。

別 表

種 類	懲戒等の処置	
	懲戒の種類	必要な教育指導上の措置
不正行為 (1回目)	懲戒 (訓告)	受験停止及び当該学期に履修しているすべての科目 (実験・実習・実技・ゼミナールを除く) の成績無効 (掲示・通知)
再度不正行為, 試験妨害及び身 代わり受験行為 ※次の①又は② の処置を行う。	①懲戒 (停学)	
	②懲戒 (退学)	

【備考】

- ① 成績無効とは、GPA制度による成績評価はEとなり、該当する係数は0となる。
- ② 掲示とは、所属学科、学年、学生番号、氏名、懲戒等の処置を記載した掲示物を、直近の授業期間中1週間、両校舎の学生課の所定掲示板に掲示する。